

兵庫県公報

平成31年3月19日 火曜日 第2号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則	ページ
○ 超過勤務に関する規則の一部を改正する規則（人事課）	1
○ 収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則（会計課）	1

公布された法令のあらまし

●超過勤務に関する規則の一部を改正する規則（規則第9号）

職員の超過勤務時間の上限について所要の整備を行うこととした。

●収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則（規則第10号）

使用料及び手数料徴収条例の一部改正により、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に関する手数料に、新たに裁定申請手数料が追加されること等に伴い、収入証紙により徴収する手数料について所要の整備を行うこととした。

規 則

超過勤務に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月19日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第9号

超過勤務に関する規則の一部を改正する規則

超過勤務に関する規則（平成29年兵庫県規則第30号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項から第4項までを削る。

第5条中「及び前条（第1項を除く。）」を削る。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。



収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月19日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第10号

収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

収入証紙条例施行規則（昭和39年兵庫県規則第43号）の一部を次のように改正する。

別表第1使用料及び手数料徴収条例に基づく手数料（同条例別表第3に掲げるもの）の項33の次に34として次のように加える。

34 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に関する手数料

裁定申請手数料

別表第1使用料及び手数料徴収条例に基づく手数料（同条例別表第4に掲げるもの）の項20中(41)の4を(41)の5とし、(41)の3の次に(41)の4として次のように加える。

(41)の4 建築物の一時的な興行場等としての使用に係る許可申請手数料

別表第1使用料及び手数料徴収条例に基づく手数料（同条例別表第4に掲げるもの）の項25(8)を削り、同項

41(36)を次のように改める。

(36) 削除

別表第1 使用料及び手数料徴収条例に基づく手数料（同条例別表第4に掲げるもの）の項中67を68とし、66の次に67として次のように加える。

67 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に関する手数料

裁定申請手数料

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第1 使用料及び手数料徴収条例に基づく手数料（同条例別表第3に掲げるもの）の項33の次に34として次のように加える改正規定及び同表使用料及び手数料徴収条例に基づく手数料（同条例別表第4に掲げるもの）の項中67を68とし、66の次に67として次のように加える改正規定 平成31年6月1日
- (2) 別表第1 使用料及び手数料徴収条例に基づく手数料（同条例別表第4に掲げるもの）の項20中(41)の4を(41)の5とし、(41)の3の次に(41)の4として次のように加える改正規定 建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）の施行の日